

1. 地方創生の推進について

要 旨

人口減少問題への対応は、最重要課題であるとともに、短期間で成果がでるものではなく、長期的な取り組みとそのための財源の確保は必要不可欠です。

地方創生推進交付金は、補助率が1/2であることから財政負担も相当額必要となっています。また、申請に係る事務負担も依然として大きく、苦慮しているのが現状です。

つきましては、地方自治体が主体的に地方創生を強力的に推進できる仕組みとするため、地方創生に係る財源として地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充をお願いします。

加えて、地方創生推進交付金の規模及び補助率の拡充を行うとともに、交付金の用途についてより自由度の高い柔軟な制度とし、また、地方自治体の実態に合わせた事務の簡素化が図られるよう見直しをお願いします。

2. 統計調査業務の民間委託について

要 旨

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」、「公共サービス改革法（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律）」に基づき、統計調査業務における民間事業者の活用に向けた取組を推進することとし、これを踏まえ、平成17年3月31日に「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」を作成されました。しかし、ガイドライン作成後16年が経過しても、地方公共団体が受託する統計調査事務への民間事業者の活用はそれほど進んでいません。

一方で、毎年実施される統計調査については、事前に登録された登録調査員を中心に行っていますが、登録調査員の高齢化、新規登録希望者の不足により、年々調査員の確保が困難となっています。

特に、近年は、オンライン回答やタブレット端末の導入、調査書類の厳格な管理等の事務的・精神的負担感の増大であることから、調査員になることを敬遠される傾向にあるうえ、昨年度は新型コロナウイルス感染症への懸念もあり、国勢調査員の確保には、多くの時間を要したところです。

また、個人情報保護意識の高まりや、訪問詐欺に対する警戒感、住民の高齢化による調査票記載の負担感の増加等により、年々、調査に対する住民や事業所等の協力や理解が得られにくくなっていることも、調査員になることを敬遠する大きな理由となっています。

つきましては、各種統計調査事務を見直し、調査員や調査対象の負担軽減を図るとともに、調査員による実地調査及び地方公共団体の審査業務について、民間委託をより推進するよう、引き続き国に働きかけていただきますようお願いいたします。

3. 空き家利活用促進に向けた鳥取県移住定住推進交付金の改善等について

要 旨

過疎高齢化が加速する中山間地域において田舎暮らしの魅力を発信し、都市部からの移住・定住を促進するための施策は極めて重要なポジションを占めています。

新型コロナウイルス感染症により、都市部から田舎への移住を検討される方が多くなっていますが、移住希望者の要望に応えられる空き家のマッチングに苦慮するケースも多くあります。老朽化の進行により多額の大規模改修を要するもの、仏壇・神棚などの家財道具の残存により他者への提供がはばかれているものなど、空き家の増加に対して空き家バンクの登録が不足しており、そのような空き家が年数経過とともに特定危険空き家に認定されるといった事案も発生しています。

また、鳥取県移住定住推進交付金は、県外者が移住に際し新築した場合に対象とされていますが、鳥取県への移住と同時に居宅を新築することは移住者にとってハードルが高くなっています。

つきましては、空き家所有者や移住定住希望者の経済負担を軽減するとともに、優良な空き家が朽ちる前に利活用がなされるよう、「移住定住推進交付金（移住定住者等への住宅支援）」の補助対象者を県外の移住者等だけでなく、県内からの移住者も対象となるよう補助要件を緩和していただくとともに、移住者が移住後一定期間内に新築した場合も補助対象となるよう、制度の拡充をお願いします。

また、本交付金を活用した各自治体の補助制度を活用される方の負担を軽減するため、事前相談・対象認定を経ることなく新築の事実のみをもって補助申請出来るようにするとともに、町村から県への移住定住推進交付金の交付申請にあたっては、確定数ではなく概算での申請を認めていただけるよう、併せて制度運用をお願いします。

加えて、空き家バンクに登録された物件の賃貸借・売買契約が成立した際の所有者への促進補助金の創設をお願いします。

4. 宅地造成事業に対する支援について

要 旨

町村の抱えている最重要課題として、人口減少問題が挙げられます。

移住希望者に対する住宅確保策として、町村では空き家等の活用を促進しているところですが、町村内在住者の定住につなげるための新築住宅用の宅地が不足しています。

民間資本による開発は、需要の少ない地方への資本投入は敬遠される傾向にあり、自治体による宅地造成事業は、財政力の弱い町村では限界があります。

つきましては、民間事業者が町村への投資意欲を高揚させるためにも、民間事業者が行う宅地造成事業に対して、費用の助成をお願いします。

5. 町村が設定するサイクリングルート of 整備促進について

要 旨

鳥取県サイクルツーリズム推進・連携会議が設置され、ナショナルサイクルルート指定に向けた取り組みが始まったところです。

誘客の経済効果による地域活性化のためには、ナショナルサイクルルート沿線に限った整備ではなく、各町村が設定する周遊ルートにおける受け入れ環境等の整備も合わせて実施することが重要であります。

つきましては、広域で面的にサイクリングの環境整備を進めることで、県内でのサイクリストの周遊が促進され、経済効果がさらに高まるよう、財政力が限られる中で町村が設定したサイクリングルートに対して、整備促進するための補助制度創設をお願いします。

6. 公共施設等適正管理推進事業債の継続および拡充について

要 旨

地方自治体の保有する公共施設やインフラ施設は老朽化が進んでおり、今後も保有している施設の維持・更新を行っていく必要があります。

国においては、公共施設の適正管理を図るため平成29年度に「公共施設等適正管理推進事業債」が創設され、起債充当率が90%、交付税措置率が30～50%と地方自治体にとっては施設の老朽化対策の推進を行ううえで、極めて大きな役割を果たしております。

しかしながら、本制度は令和3年度をもって終了予定とされており、今後も老朽化施設を更新等するためには、財政基盤の弱い町村にとって大きな負担となります。

つきましては、同制度の継続実施を強く求めるとともに、制度内容の一層の拡充を図っていただくようお願いします。

7. 社会保険診療に対する控除外消費税の負担軽減措置について

要 旨

医療機関の支出のうち大部分は、診療を行うために必要な設備や薬品などの購入費、清掃や給食などの委託業務費などで、課税仕入れに該当し多くの消費税を支払っています。しかしながら、収入のうちの大部分は診療報酬などで、非課税売りに該当し、患者から消費税をいただいております。このため、課税仕入に係る消費税は仕入税額控除が適用されず、結果的に医療機関が最終消費者として多額の消費税を負担し損税が生じています。

令和元年10月に消費税率の引上げに合わせて引上げ対応分として診療報酬及び介護報酬の改定が実施されましたが、損税処理額は前年に比べ増加しており報酬改定による補填が十分でないことは明らかで、控除対象外消費税は病院経営に大きな負担を与えています。

つきましては、診療報酬への消費税分の上乗せについての検証が行われ、100%補填される診療報酬制度として、損税解決のための抜本的改善策を実行されるよう引き続き国に要望をお願いします。

8. マイナンバーカード電子証明書更新手続きのオンライン化について

要 旨

行政のデジタル化を進める上で、マイナンバーカードの普及及び活用促進は不可欠であり、各町村とも交付円滑化計画に基づき普及啓発に力を入れているところです。

マイナンバーカード自体の有効期間は発行の日から10回目の誕生日（20歳以上）とされていますが、署名用電子証明書及び利用者証明書の有効期間は発行の日から5回目の誕生日までとなっており、住所地の市区町村役場での手続きが必要です。これに関し、カード所有者から「自宅でスマートフォンやパソコンで更新手続きができるようにしてほしい、なぜマイナンバーカード本体と電子証明書の有効期限が違うのか」との声を多数いただきます。

新規のカード申請又は交付時には対面による本人確認が求められるため、市区町村窓口への来庁は必要となりますが、電子証明書の有効期限に伴う更新手続きにつきましては、来庁することなく行えるようにすべきと考えます。

つきましては、本手続きに関し、アプリ等のオンラインでの更新手続きを可能とする、あるいは有効期間をマイナンバーカードと同じ10年に延長するなど、利用者の利便性向上に繋がる手続き方法を国に対して働きかけていただきますようお願いいたします。

9. 光ファイバ等施設の保守管理や設備の更新に係る支援制度の創設について

要 旨

総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金」等を活用し、公設民営方式で光ファイバ網を整備した市町村等にとっては、施設の保守や管理費用、また、耐用年数経過後の設備更新費用の負担が財政を圧迫する要因となっておりますが、これらの費用負担に対する支援制度は創設されていません。

また、新たに総務省より示された自治体情報セキュリティ対策に対応していくために、自治体情報セキュリティクラウドや地方公共団体情報セキュリティ対策を進めることによつて、ランニングコストや耐用年数経過後の設備更新費用などIT関連にかかる費用は増大していくばかりで、各サーバー及び端末等保守が更新時期を迎えており、今後国が進める「自治体DX」の推進による、自治体情報システムの標準化や自治体行政のオンライン化等、多額の町村負担が想定されるところです。

さらに、ケーブルテレビやインターネット等の運営については、直営はもとより、第3セクターで運営している場合であっても、IRU契約による施設使用料を安価に抑えるなどコスト削減を図っても、実質的には赤字である場合がほとんどであり、機器等の更新による多額の経費負担と財源の確保に苦慮しています。

つきましては、情報基盤を継続・維持するためにも、機器の維持管理経費と更新費用について新たな支援制度の創設を引き続き国に対して強く働きかけていただきますようお願いいたします。

10. 「部落差別の解消の推進に関する法律」の具体化に向けて

要 旨

部落差別のない社会の現実をめざした、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、5年目を迎えています。法律施行後も結婚や就職等での身元調査や土地の売買に係わる土地差別、そして、インターネットによる差別書き込み等、悪質な差別事象が発生しています。

特に、情報化社会によるインターネット上での書き込みは深刻であり、鳥取ループ・示現舎による「部落探訪」は、全国にある同和地区を訪れ、写真を撮り、インターネット上に掲載し、差別を助長、拡散しております。「部落差別の解消の推進に関する法律」は、相談体制の充実、教育及び啓発活動、そして実態調査を行うことが記されており、部落差別の解消に向けて、その具体化が課題となっております。

つきましては、国への働きかけ及び県における支援をお願いします。

- (1) インターネット上における差別、人権侵害を禁止する法整備は喫緊の課題であるため、差別を行った場合の罰則法令の整備についてより積極的に働きかけること。
- (2) インターネット上における差別記載のモニタリングを効果的に行えるよう、「ネットモニタリング・ネットワーク」を県主体で構築するとともに、書き込みがあった場合には、県が主体となって削除要請を行うこと。
- (3) 差別の現実に学び、差別を受けた人の苦しみや痛みを感じることができる感性・想像力を養う研修を実施するとともに、子ども達に伝える人権同和教育を充実、実施すること。
- (4) 「同和问题・部落差別に関する相談窓口」となる生活相談員のスキルアップを図るため隣保館職員及び生活指導員を対象とした研修を充実させること。
- (5) 「人権委員会」の設置を国に働きかけること。
- (6) 被差別部落の実態、また国民の意識の実態について分析のできる実態調査の実施に向け、国に働きかけるとともに、部落差別を解消する為に必要な調査項目を検証・整理のうえ、県と町村で連携を取りながら実態調査の実施に向け取り組むこと。

1 1. 米軍機等による低空飛行訓練の中止について

要 旨

米軍機が行う低空飛行訓練の中止については、中国地方知事会で共同アピールとして採択されている経過もあり、様々な機会を通じて国に対して要望していただいております。

しかしながら、米軍機または米軍機と思われる航空機や自衛隊輸送機による低空飛行訓練は減少するどころか増加しており、本年4月だけで16回、飛行音のみを含めると述べ25機が若桜町上空を飛行した、との情報が寄せられております。さらに6月8日には、夕方から夜間にかけて目撃情報があり、地域住民から不安の声が上がっております。

つきましては、国の責務として騒音測定器を設置し実態把握を行い、飛行訓練が関係町村の意向を無視して実施されることがないように、適切に対応していただくとともに、併せて、関係町村が当該航空機の所属等の問い合わせを行った際には、早急な回答をいただけるよう国に対して働きかけをお願いします。

加えて、自衛隊輸送機からの部品落下事故に関する報道がありましたが、飛行訓練の目撃情報のなかにも、事故をおこした機体と同型機と思われる情報もあり、管理体制の見直しや再発防止の徹底についての要請もお願いします。

1 2. 特別交付税（特殊財政需要分）の配分方法の見直しについて

要 旨

特別交付税は、普通交付税の算定方法によっては補足困難な特別な財政需要がある自治体に対して交付されるものです。町村の特別交付税の交付額は、算定式どおりに交付される「ルール分」と都道府県知事が配分する「特殊財政需要分（非ルール分）」で構成されています。町村は、特別交付税のルール分として算定され交付されることから、その歳入を見込んで予算化しています。

一方、非ルール分の算定は都道府県知事により行われますが、その配分方法は非公表となっています。非ルール分の配分にあつては、特別交付税のルール分で補足されない災害など特殊な財政需要の経費を勘案した配分と推察されます。近年、算定式により交付される地域おこし協力隊の増員などによりルール分交付額が増加したものの、非ルール分交付額がルール分の増額相当の減額により、特別交付税総額が前年並みの交付にとどまる事態が生じています。

このような状況では、町村が特別交付税のルール分として交付される事業に積極的に取り組むことができなくなることが懸念されます。

つきましては、ルール分事業を含め事業に積極的に取り組む町村が納得できる非ルール分の配分方法に見直していただきますようお願いします。

1 3. 単県補助金に係る市町村義務負担の見直しについて

要 旨

町村は、基礎自治体として独自課題や住民の福祉向上のため、人口減少により減少する留保財源（自主財源）を捻出して町村独自に必要な施策を実施しています。

このような中、県民向けの補助金事業を創設されていますが、その制度には「市町村が実施する場合に県が市町村に対して補助をする」として市町村に義務的負担を求めるものが多くあります。その負担により、町村の留保財源は逼迫し、結果、町村独自施策や将来負担軽減の取組などに多大な影響を及ぼしています。

また、当初予算にて創設する際、その情報提示時期が町村の当初予算編成の後半あるいは終了後などの時期となり、当初予算計上が困難となることが生じています。その結果、町村は6月補正以後の対応を余儀なくされますが、当初予算編成後の6月補正においては留保財源（一般財源）はなく、当該新規事業に対応するため財政調整基金を取り崩さなくてはならない状況が生じています。令和3年度の「鳥取県内修学旅行等支援事業費補助金」では、修学旅行先を県内とする場合に県が補助をするものでしたが、その情報共有の遅れにより修学旅行先の変更対応ができないため、保護者負担の軽減ができない事態が生じました。

つきましては、広域自治体である県が行う県民の福祉の向上のために必要な施策については、市町村への義務負担を求めない制度設計を行っていただくとともに、市町村負担は市町村の判断に委ねるようお願いします。

加えて、市町村に義務負担を求める事業については、真に負担を求めべきものかを総点検するとともに、負担を求める場合その理由を個々にお示しいただくとともに、市町村の当初予算に計上できるよう、情報共有をお願いします。

1 4. 病院事業にかかる交付税等の財政支援について

要 旨

地域医療を推進する上で、へき地医療、救急医療といった不採算部門の維持など自治体病院が担う役割・責務は大変重要であります。こうした地域医療を支えるために交付税が措置されておりますが、算定額では減額された項目もあり十分な措置となっておりません。さらには、令和2年度から会計年度任用職員制度が始まり、従前より正規職員以外の人件費が増加しています。

また、国は、高齢社会に向け、地域包括医療ケアを推進しており、中小自治体病院では、基盤整備及び人材確保などの投資を行ったうえで、在宅医療や地域包括医療ケアに注力しています。

つきましては、交付税は病院事業の運営・経営に重要な役割を果たしていることから、減額された項目の復元と現行の項目の継続、更に地域包括医療ケアを評価する項目が創設されるよう国へ要望をお願いします。

加えて、令和5年度までに見直しをすることとされている介護療養病床において、介護医療院も選択肢の一つとなりますが、医療法上の位置づけがなく病床に該当しないため、交付税措置がないため、介護療養病床から介護医療院へ転換した病床について、交付税措置の項目が創設されるよう引き続き国へ働きかけをお願いします。

15. 新型コロナウイルス感染症の影響による病院事業の減収補填について

要 旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため人流の抑制措置が継続されるなど、全国的に様々な業種で経営の悪化が生じています。病院においても、さらなる院内感染を防止する体制整備のための資材購入、人員の確保などによる費用の増加や、発熱患者の対応専用エリアの確保による実施事業の中止による収益の減少が生じています。

また、自治体病院の多くは入院協力医療機関としての役割も担っていますが、特に小規模病院では感染症対応のための十分な職員が確保されていません。新たな職員の確保も容易ではなく、従前から勤務する職員を配置変更して対応するため、感染症以外の患者の制限を講ずる必要もあり、これによる収益減少で収支の悪化も継続しています。

入院患者受入要請があった場合は、緊急支援補助金や空床補償補助金も設けられていますが、緊急支援補助金は人件費では人員確保を図る等の費用増加分が対象経費であること、空床補償の補助単価は感染症以外の入院平均単価に比べて安価が設定されているなど、健全な経営を図るための補填としては不足が生じています。

つきましては、地域で必要とされる医療が確保され、自治体病院が持続的に運営できるよう前年対比等との減収分について十分な補てん措置が講じられるようお願いいたします。

16. 交通安全対策特別交付金の交付方法の見直しについて

要 旨

交通安全対策特別交付金については、交通安全対策を推進する施策の一環として各地方公共団体に交付されており、交通安全施設の整備財源として活用されています。しかしながら、この交付金の配分は、各地方公共団体における交通事故の発生件数等を用いて算定され、算定額が25万円未満となった市町村に対しては交付しないこととされています。

市町村においては交付金の有無に関わらず、道路安全施設の日々の管理や改良に努めるとともに、高齢者運転免許の自主返納を促進する施策など独自の取組も進めています。

つきましては、これら切れ目のない交通安全対策の推進に対する支援として、交通事故の発生件数等が減少し算定額が25万円未満となった市町村に対しても一定額が交付されるような仕組みとなるよう国に対して働きかけをお願いします。

17. 特定地域づくり事業の推進に向けた制度の見直しについて

要 旨

「特定地域づくり事業協同組合」を設立することが可能となったことは、地域の担い手の確保に資するものとして大いに期待しているところですが、令和3年6月1日現在、特定地域づくり事業推進交付金の交付決定市町村は16団体で、総務省が実施した活用意向調査においても同年5月末日現在で活用意向があると答えた団体は認定済団体を含めて94団体であり、この結果からも現状制度では課題があると言わざるを得ません。

特定地域づくり組合の事務局費は、1/2を市町村が、残りの1/2を組合を構成する事業所が負担するとされており、市町村負担分について国の補助及び地財措置が講じられていますが、中山間地の組合では加入組合が少なく、事務局費の1/2を加入事業所で賄おうとした場合1事業所あたりの費用負担が多くなるため、地域の実情に応じ、事業所の負担割合を減じるよう制度改正をしていただき、併せて減じた部分について国補助や地財措置のかさ上げを講じていただく必要があります。

出資金については、中小企業等組合法第10条により1事業所の出資は出資総口数の25%を超えてはならないとされています。構成する事業所の規模は、組合内で大きく異なっており、出資額は出資の少ない事業所と足並みを揃えざるをえず、必要額の確保が難しい状況があるため、出資金25%上限の撤廃が必要です。

また、出資金が十分集められず町村負担（補助金、寄付金等）により必要額の確保を図るとした場合、補助金、寄付金等に法人税（税率15%）が課税されるため、法人税課税免除の特例制度を設けていただく必要もあります。

更に、中山間地の自治体の多くは働き手不足に悩む建設業者及び林業事業者を抱えておりますが、これらの業種では労働者派遣の適用除外業務にされているため、この特定地域づくり事業が利用できないため、適用除外の緩和による利便性の向上を図る必要があります。

また、加入事業所の少ない組合では、雇用を確保するため組合員外への派遣に頼らざ

るを得ませんが、加入事業所以外への派遣は加入事業所への派遣の2割以内という制限があり、年間を通じた雇用の確保が難しいため、2割の制限緩和も課題として挙げられます。

つきましては、これら諸課題の解決のため、関係省庁に対して働きかけいただくようお願いいたします。

18. 買い物弱者に対する買い物サービスの充実について

要 旨

近年、買い物弱者対策が求められる中、将来にわたり暮らし続けることができる環境の整備を図るため、買い物サービスの充実等に取り組んでいます。

移動販売車による買い物サービスの提供を行うため、民間事業者と連携し、移動販売車を運行しております。

移動販売車の運行は、車両や関連装備等の経年劣化に伴い、修理費や燃料費などの経費負担が年々増加し、採算が合わない状態で事業運営をしていただいております。

現在は、「鳥取県中山間地域買物支援事業費補助金」を活用し、移動販売車の導入費助成や3年目までの運営費助成の制度があるものの、4年目以降の継続的な支援がないのが現状です。また、他の見守り制度による運用については、実施者の人員配置の問題など受託業者等の確保が課題です。

つきましては、中山間地域の買い物弱者を守るためには、町村と事業者の努力のみによる事業継続は厳しく、継続的な支援が必要不可欠な状況であり、燃料費、車検費及び修理費等に対する4年目以降の経費について、助成制度の拡充をお願いします。

19. タクシー利用費助成制度に対する県補助制度拡充について

要 旨

町村では、高齢者等の生活に必要な交通手段を確保する必要性から、「高齢者で運転免許証を有していない者、身体障害者手帳等を有している者及び介護保険認定者で運転免許証を有していない者」に対し、利用費を助成しており、令和2年4月から県補助制度を創設していただいております。

しかしながら、交通手段を持たない75歳未満の高齢者に対しては県の補助制度がなく、自治体で助成している状況にあります。各市町村の共助交通への導入取組については、人員の確保など組織の継続性や地域格差の課題等を見守ってゆく必要があり、交通弱者の支援にはまだまだ時間を要するものと思われまます。

つきましては、これまで単独で助成を実施していた町村に対しては、県補助の対象とならない町村の既存制度による助成額に対して1/2の助成をお願いします。

20. 若桜鉄道の施設整備等に対する支援について

要 旨

八頭町と若桜町では、平成21年度の上下分離導入時から若桜鉄道の第三種鉄道事業者として、線路・駅舎等下部の鉄道施設の保守管理を実施・費用負担しており、平成28年度からは、若桜鉄道の経営改善を強力に支援するため、両町が若桜鉄道の車両も町有化する上下分離方式へと変更し、以来、これまでの下部の鉄道施設及び車両の保守管理を行い費用も負担しています。

この鉄道施設及び車両の保守管理には国から補助金が交付されますが、国において各事業者の要望を充足するだけの予算確保がされないこともあることから、八頭町・若桜町では十分な予算配分が受けられない場合もあり、このままでは計画的な施設・設備の安全対策に支障を来しかねません。

つきましては、鉄道の安全輸送の実現に向け、国に対し十分な予算確保について働きかけをお願いするとともに、鳥取県若桜線維持存続支援事業補助金について、車両の保守管理経費を補助対象経費に加えていただくか、現行の1/3補助から1/2補助へ制度の拡充をお願いします。

2 1. 「犯罪被害者等の支援」を明記した市町村条例制定について

要 旨

県から令和2年7月27日付けで「犯罪被害者等の支援」の趣旨を明記した条例の制定等に向けた検討について、各市町村へ通知がありました。

これは、令和2年3月の鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の改正及びその後の第5期鳥取県犯罪のない推進計画の策定等に基づく犯罪被害者等への支援強化等に基づくものと理解しており、現在のところ県内6町が条例を制定しています。

また、令和3年度鳥取県当初予算において、犯罪被害者等への見舞金を支給する市町村補助金（補助率1/2）も措置されました。

この市町村補助金は、各市町村の条例制定は必須事項ではないと伺っており、各市町村での条例化の必要性に疑問をもつところではあります。

つきましては、犯罪被害者等支援についての重要性は十分理解し、今までどおり協力や支援を惜しむものではありませんが、業務の平等性や特殊性、デリケート性を勘案すると、条例は県で一本化できるようにし、見舞金等も県下統一で支給できるようお願いします。

2 2. 中山間地域における医療・福祉サービス提供体制の充実・確保に対する財政支援について

要 旨

中山間地域では、高齢化や人口減少が急速に進行しており、地域住民の命と健康を守り、安心して生活ができる医療・福祉サービス提供体制の充実・確保は大きな課題となっています。

多くの医療機関は人口減少に伴い患者数が減少する中、施設・設備の老朽化に伴う修繕及び更新経費の捻出、医師や看護師等医療スタッフの確保など、厳しい運営状況にあります。

さらに、コロナ禍における受診控えや、医療施設の感染防止対策に係る経費の増大等、経営状況の悪化は深刻さを増しており、このままでは医療機関の廃業・撤退が危惧されます。

また、福祉サービス事業所についても同様に厳しい状況にあり、事業継続が困難となっています。

つきましては、中山間地域における無医地域・福祉サービス空白地域の発生を防止するとともに、サービス提供体制の充実・確保のための施設の建て替え・修繕等のため、民間医療機関・福祉事業所に支援を行う町村への財政支援制度の創設をお願いします。

23. 新型コロナウイルス感染症感染疑いのあるもの (濃厚接触者等) の受け入れ体制について

要 旨

新型コロナウイルス感染症感染者の家族など濃厚接触者や接触者は、PCR検査で陰性が確認された後も原則自宅などにおいて一定期間の経過観察を行う必要がありますが、これら自宅待機者の中には寝たきりなど要支援には至らないものの、高齢者等で買い物や見守りなど日常生活の支援が必要な方もあり、支援のため別に生活している親族や近所の住民との接触機会が増えることとなります。

また、感染力が強いとされる変異株への置き換わりが進む中であって、一度は陰性が確認された人でも、かなり期間が経過した後に感染症の症状がみられ、検査の結果陽性が確認される例も見られます。

つきましては、感染拡大防止の観点から、濃厚接触者等新型コロナウイルス感染の疑いのある自宅待機者が健康観察を行うことができるよう、宿泊療養施設の確保と医療提供体制の確保をお願いします。

24. 介護者が新型コロナウイルスに感染し入院した際の在宅要支援者等への対応について

要 旨

介護者が新型コロナウイルスに罹患し入院となった際、濃厚接触者である要支援者が安心して過ごすためには、必要なサービスが継続して行われる必要があります。感染者が確認された場合、ほとんどの福祉事業所では、長期にわたりサービス利用が敬遠・停止されることになり、在宅生活が困難となることが予想されます。また、認知症や精神疾患等、より高度な支援が必要な場合に対応できる病院や専用施設、看護師、介護士などの専門スタッフの確保が課題です。

つきましては、要介護者一人一人の状態に応じた介護・医療・福祉サービスが広域的に対応できるよう施設と人材の確保をお願いします。

25. 地域の実情による地域医療構想について

要 旨

一昨年9月の再検証要請対象医療機関として公立・公的病院のうち424病院が突然公表され、本県においても数院が対象病院として名指しされました。自治体病院は地域に必要な不採算な医療も担いつつ住民の生命と健康のためにどうしても欠くことのできない医療サービスを提供しており、地域の実情を考慮せず全国一律の基準で再検証要請対象医療機関として公表されたことは容認できません。

現在、新型コロナウイルス感染拡大をうけ、病院機能の再編統合の方針決定の期限は延期となり再設定はされていませんが、再編統合問題については、感染症対策も含めた地域の医療体制の確保が議論されるべきであり、統合再編の方針決定についても時間をかけて議論すべきと考えています。

つきましては、地域医療構想調整会議では病床削減議論が進められていないことは承知しておりますが、引き続き地域の実情を十分考慮し、画一的な対応や強制的な調整は行わないよう、国に対し強く働きかけていただきますようお願いいたします。

26. 自治体病院の医師確保対策について

要 旨

町立自治体病院は、域内の総合病院として、急性期から慢性期の地域医療及び在宅医療を提供しています。また、救急告示病院として地域住民への安心と安全の確保にも寄与しているところです。

しかしながら、病院運営に必要な医師をなんとか確保している状況であり、派遣医師や嘱託医師の占める割合も高く、医師の高齢化も進展しています。

予防から在宅、診療所のほか、地域の介護施設の回診業務や看取りなど、高齢化率が高い地域において安定的な医師確保は地域医療の原点と言えます。

公共交通機関や開業医院も少ない地域において、訪問診療や在宅看取りの取組みも携わる医師の負担が増しており、非常勤医師による診療科も多くなっています。医師派遣の指標となる常勤医の換算方法では非常勤医師による診療科の医師もカウントされることから、数字上で医師は充足していると読めますが、実際には病棟・当直・在宅などに従事する医師は明らかに不足しており、現在の医師数では困難な運営状況であります。

つきましては、医師充足数の算定では非常勤医師による診療科の医師を除外し、常勤医を基準としたうえで派遣医師数を考慮していただくとともに、県立病院を含めた公立病院全体の安定的な病院運営のためにも医師確保対策を早急に講じていただきますようお願いいたします。

27. 少子化地域の小児科医療維持に係る財政支援について

要 旨

小児科医療は、少子化が進む中山間地にあっては、若い世代の人口流出を防ぎ、地域を存続する上で大変重要な役割を担っています。

町立病院では、毎日小児科の診療を行い、加えて病児病後児保育を開始しました。また現在、複数の医療機関と連携した医師の確保を検討しております。

しかしながら、少子化地域にあっては、医師の人件費を含む医療支出は、病院経営を圧迫する原因となっています。

つきましては、少子化地域における小児医療について、県及び関係する自治体において医師の人件費を負担するような財政支援や国に対する地財措置の拡大について働きかけをお願いします。

28. 薬剤師養成・確保対策について

要 旨

中山間地域においては、人口の超高齢化に伴い、老々世帯や独居世帯が増加しております。このことにより、服薬管理能力の低下やポリファーマシーの問題が多くの患者において発生する事態が生じています。

このような状況から、薬剤師には、より綿密な服薬指導が必要とされ、薬剤師の需要が拡大しているところではありますが、依然として地域偏在が解消されず、薬科大学が所在しない本県では確保が厳しい状況です。

また、薬剤師は新型コロナワクチン接種においても重要な作業を担っており、少ない薬剤師では大幅な負担増となっています。

鳥取大学医学部附属病院から薬剤師を県内医療機関に出向させることで公立病院勤務の薬剤師を増やし、併せて地域医療を支える薬剤師の養成を目的とした「地域医療を支える薬剤師育成支援事業」について、大いに期待しています。

なお、薬剤師の職域は、薬局、医薬品関係企業、大学、行政及び医療機関など民間から公務現場まで幅が広いですが、公立病院において、国家公務員医療職給料表や初任給基準を準用した場合の初任給は、他の職域より低い金額が設定されており、新卒者等の就職先選択の障壁となっています。

つきましては、病院薬剤師の確保及び定着が図られるよう、病院薬剤師独自の給料表の創設を国へ働きかけていただき、併せて、スピード感をもって人員確保できるような体制の整備を行い、県の派遣医師制度（自治医科大学卒業医師や特別養成卒卒業医師）に準じた制度の創設をお願いします。

29. 国民健康保険料（税）における子ども均等割の軽減について

要 旨

国民健康保険料（税）の賦課における子どもの均等割の軽減措置については、令和4年度より未就学児の均等割が5割減額されることとなりました。しかしながら、今回の改正では、軽減の対象が未就学児に限定されており、子育て世帯への負担軽減として充分ではありません。

収入のない子どもに対する賦課については、医療保険制度間の公平や子育て支援の観点から、さらなる見直しが必要と考えます。

つきましては、子どもの均等割の軽減措置割合と対象年齢の拡充について、引き続き、国への働きかけをお願いします。

30. 就学後の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止について

要 旨

子どもの医療については、少子化対策として子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるように、医療費の自己負担分を補助する地方単独の医療費助成を実施しています。

一方、国はこのような地方自治体による医療費助成（現物給付方式）の取組に対して、医療費の波及分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を講じています。平成30年4月からは未就学児までの医療費助成について国は減額措置を行わないこととしましたが、小学校就学後については従来どおりであり、地方自治体の少子化対策の取組を阻害していると言わざるを得ません。

つきましては、就学前に限定せず、就学後の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置の廃止を引き続き国へ働きかけていただきますようお願いいたします。

3 1. 特定不妊治療費助成の申請手続きの一本化等について

要 旨

町村は、不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、県助成に上乗せして治療費の助成を実施しており、助成金の申請手続きは、居住地を管轄する保健所及び居住地のある市町村窓口で行っています。

しかしながら、不妊について、オープンに語られることはまだまだ少なく、当事者が抱える苦悩が周囲にあまり理解されていないのが現状です。

申請手続きの際に人目を気にしながら来られる方もあり、役場窓口でなく別の場所で待ち合わせて対応を行うこともあります。また、治療のために頻回な通院が必要であり、仕事との両立が難しい中、更に申請のために休暇の取得を要します。

つきましては、不妊治療を受けている方の負担軽減のため、市町村での申請手続きを県で一括して実施していただき、併せて市町村の上乗せ助成分を加えた新たな県の助成制度の創設をお願いします。

3 2. 幼児教育・保育の無償化による副食費実費徴収化に伴う副食費相当額の助成支援について

要 旨

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により子育て世代の負担軽減が図られましたが、これまで保育料に含まれていた3歳以上児の副食費は実費徴収化されました。

子育て支援施策として、以前から県の補助制度を利用しながら独自に保育料の無償化及び軽減を実施してきた町村では、副食費の実費徴収化により負担増となる世帯が生じるため、独自に副食費の助成を実施しています。

つきましては、副食費も無償化の対象となるよう、引き続き国に働きかけていただきますようお願いいたします。

加えて、副食費が無償化の対象とならない場合、以前は県の補助制度で副食費を含む保育料が補助の対象となっていたことから、副食費を無償化とする県の支援制度の創設をお願いいたします。

33. GIGAスクール構想で配備したICT機器の更新経費及びICT支援員配置予算措置について

要 旨

新型コロナウイルス感染症拡大による学校の臨時休校等により、国のGIGAスクール構想事業が前倒しされ、令和2年度に児童生徒向けの1人1台の端末と高速大容量のネットワーク整備が完了し、学校での運用を本年度より開始しています。

しかし、急速に整備が行われたため、非常時等の持帰り対応など、端末の維持管理（端末破損等負担の在り方等）の課題があり、一度の機器導入により同時期の更新になるため、多額の経費が必要となり、町村の財政を圧迫することが予想されます。

また、全教職員が機器を使いこなせるスキルを身につけるべく、機器を使った効果的な学習指導などについての研修を受けていますが、十分な時間が取れないのが現状です。ICT機器を使用した授業を行うサポート役として、ICT支援員を配置し、県で配置のICT活用教育スーパーバイザーの指導等を受けながら授業を進めていますが、その委託経費も負担となっています。

つきましては、ICT機器の更新とICT支援員配置のための予算措置について、国に対して積極的に働きかけをお願いします。

加えて、児童生徒が安心して利用できるよう、端末の損害保険の県全域での共同加入と経費に対する県補助制度など、維持管理に関する支援をお願いします。

3 4. 外国籍等児童生徒に対する日本語指導教育の支援について

要 旨

昨今のグローバル社会の進展に伴い、都市部ではもちろんのこと、地方部においても外国人就労者や婚姻等による定住外国人が増加しています。

外国籍の児童生徒については日本国憲法に定められた義務教育の適用はなく、県内の教育環境において諸外国の学校が無い場合、教育を受けるためには日本の学校に通い日本の学校教育を受けることになります。

しかし、日本の学校は、日本人に対応した日本語による学校教育環境や人員配置は整備されていますが、外国籍の児童生徒への十分な対応ができず、外国籍の児童生徒への教育環境は十分に整っていないのが現状です。

日本人が英語などの外国語に対して壁があるように、外国籍の児童生徒は自国語と日本語に言葉の壁を感じ、教育を受ける意識・意欲が低下し学校に通えなくなり、社会的に受け入れられない人間であると本人が感じるなど、個人にも社会環境にも悪影響を及ぼす恐れがあります。

近年、保護者の就労のため外国から来日（または帰国）してきた児童生徒が増えており、外国籍の保護者は日本語が話せない方もいるため、学校と家庭の連携において言葉の壁により、十分に意思疎通ができません。そのため、町村では日本語指導員を雇用し、児童生徒の日本語指導の対応をしています。

つきましては、今後の学習支援事業の効果的な実施を推進するにあたり、町村の負担軽減を図るため、日本語指導のための非常勤講師の設置をお願いします。

35. 小学校外国語・外国語活動支援員配置事業に対する支援について

要 旨

令和2年度より完全実施された新学習指導要領において、小学校3・4年生への「外国語（英語）活動」が必須化され、小学校5・6年生では「英語科」という一つの教科として実施されています。また、実施にあたっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うことも示されています。

町村では、その趣旨を踏まえ、小学校の英語の授業を教員1名と外国語活動支援員、又はALT（外国語指導助手）1名を配置し、複数での指導体制により英語教育の強化に努めています。

県の小学校外国語・外国語活動支援員配置事業においては、小学校5・6年生の「英語科」では、1クラス「40時間」（小学校3・4年生は「20時間」）を上限とする配置基準により外国語活動支援員の配置が行われていますが、県内市町村の配置希望時間数が県の予算枠を超えた場合は配置時間が削減され、削減された時間数については、町村で予算を増額して対応しています。

つきましては、小学校の外国語（英語）活動の着実な実施のため、小学校外国語・外国語活動支援員配置事業を継続して実施していただくとともに、外国語活動支援員の配置を希望する全ての町村に上限となる時間数の配置が行えるよう予算の確保をお願いします。

36. 通級が望ましいとされる児童生徒に対する支援について

要 旨

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育が推進されています。

近年、通級指導教室のニーズが高まっており、指導が望ましいと検討される児童生徒がスムーズに入級できるような体制を整備しています。しかし、現在、通級指導に当たる教員が指導できる児童生徒には限りがあり、本来、入級が望ましいと判断されている児童生徒が待機しているというのが実態です。

また、拠点校方式での指導のため、他校のニーズに対し移動手段がなく、入級を保留している児童生徒もあります。拠点校までが遠距離となる学校の児童である場合、通級に通うための時間的ロスが多いことから通級を断念するケースも見受けられます。

つきましては、障がいのある児童生徒一人ひとりが適切な教育を受けられるよう、通級指導教諭の追加の加配及び指導者の巡回指導ができる体制づくりをお願いします。

37. ゼロカーボンに向けた取り組み強化について

要 旨

世界各地で記録的な高温、大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が増加しており、国際社会が連携して気候非常事態への対策に取り組む必要があります。

県においても、2050年における脱炭素社会の実現を目指した宣言をされましたが、脱炭素化に向けた省エネルギー、再生可能エネルギーの導入の促進には財政負担が生じるため、導入が進まないことを危惧しています。

つきましては、国の重要政策として位置づけられている脱炭素化に向けて、県の支援及び取り組みをお願いします。

- (1) 市町村の財政事情などによって、脱炭素化の推進に影響が出ないよう小規模発電設備等への助成制度の補助率を見直すこと。
- (2) 省エネルギー住宅に関する補助金について、新築だけでなく、改修等についても対象を拡大すること。
- (3) 環境影響評価法が適用されない中小規模の再生可能エネルギー設備の設置に関して、安心・安全な再生可能エネルギーの導入が推進されるよう県下統一の基準を設けること。
- (4) 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランにおいて、低炭素社会の実現として目指す将来の姿である「再生可能エネルギーが、住民の理解のもと、環境と調和しながら導入が進むこと」を一層推進すること。
- (5) 再生可能エネルギーの県内での地産・循環は、温室効果ガスの削減とともに地域経済の振興、エネルギーロス削減の視点からも大切な仕組みとなるので、県において率先して取り組むとともに、県下全域においてより取り組みが進むよう市町村や事業者等に対して働きかけを行うこと。また、町村が太陽光発電設備等を導入する際には、必要な財源措置が行われるよう国へ働きかけること。
- (6) 家庭、事業所、市町村が緊密な連携を図れるよう施策の推進及び国への働きかけを行うこと。

38. 海岸漂着ごみ処理委託事業の継続と排出抑止対策について

要 旨

海岸漂着ごみ問題については、地域住民が、代々引き継ぐ郷土愛に根差した主体的な活動として持続的に取り組み、白砂青松の海岸保護に寄与しています。最近では、海洋ごみの漁業資源に対する悪影響の解消、海洋プラスチックごみ対策の側面への取り組みとして、重要性を再認識しているところです。

近年の実態として、大型発泡スチロール浮き等の漁具が極めて多く、年々増加している状況です。また、文字表記を確認できる場合には日本語ではなく、外国語表記が大半を占める現状にあり、水産庁違法操業取締り活動の様子から、これらは、海外由来・違法操業漁具と考えられます。

廃棄物対策では、原則、原因者追求・原因者負担の対応となりますが、違法漁具漂着に対して原因者ではない無関係な地域住民が、現場処理に当たらざるを得ない状況にあり、行政として解決に取り組むべき課題であると考えています。しかしながら、町村では排出抑制など原因者に求める対応が困難で、広域的な取り組みを必要としています。

つきましては、県費を加えて国費による海岸漂着物処理委託事業を実施いただいておりますが、財源措置等の継続的な取り組みをお願いします。

加えて、海外由来、違法操業の漁具などに対して、効果的な施策の実施について国への働きかけをお願いします。

39. 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業制度の拡充について

要 旨

本制度は、貸付主体である町村に対し円滑な償還事務を支援するとともに、貸付金徴収における最大限の努力にもかかわらず回収が困難な債権が存在することにより、町村の財政を圧迫している状況から財政負担を軽減することにあります。

町村では、これまで滞納者及びその保証人についての所在確認、相続人、物件等の調査をし、滞納者の個々の事例について、個別の対応策を取るための事務を進めているところではありますが、貸付後の時間の経過とともに借受人が亡くなる等の事案が発生しているのが現状です。相続が発生すると、複数の相続人により債務を共有することとなりますが、相続放棄や相続手続きが行われず運用基準に示されている「借受人からの償還が著しく困難」に該当しなくなるケースが発生しています。

また、借受人が相当期間にわたって居所不明のため住民票の職権削除を行った場合や生活保護に準じた状態になった場合においても「差し押さえ財産を所有していない場合」が示す強制執行等を行うと、手続き費用が回収額を上回ると認められる「回収見込額」の評価額に先代財産が含まれる等により、本制度が活用しにくい状況となっております。

つきましては、財源的な支援や借受人の要件を保証人と同等とするなど、制度の拡充について国に対して働きかけをお願いします。

40. 新型コロナウイルスの影響に伴う地域経済対策について

要 旨

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、観光関連産業（宿泊業、飲食業）を中心とした地元事業者は、空前の経営危機に陥っています。

県におかれては、5月から（第4波時）「コロナ禍打破特別応援金」を創設され、事業者の支援いただいているところであります。変異株による第5波では、外出を控え、外食を避けるなど県民の行動変容に伴う影響により、営業継続が困難で倒産してしまうとの飲食店の声が多数あがっており、事業者への継続的な支援が必要です。

つきましては、新型コロナウイルスの影響が長期間に及ぶことを見据え、継続的な資金対策や新型コロナ感染対策認証事業所の更なる拡大に取り組むとともに、ワクチン接種者に対しては、感染防止に注意しながら、新型コロナ感染対策認証事業所の利用促進をお願いします。

4 1. 米価下落対策について

要 旨

昨年来のコロナ禍の影響で、米需要の減少により過剰在庫が生じ、全国的に米の市場価格の暴落が危惧されており、本県におきましても、令和3年産米のJA概算金（仮渡し）単価が昨年を大幅（約2割）に下回っている状況にあります。

米価下落は、固有の販路を持たない米農家の生産意欲を更に後退させ、多くの米農家が米づくりから撤退することにつながりかねません。また、地域農業の維持と農村集落にも今後、深刻な影響をもたらすことも懸念されているところです。

つきましては、こうした米農家の不安と厳しい状況を踏まえ、米価下落に対する有効な緊急対策を実施し、米生産農家が安心して営農を継続できる環境の整備を国へ働きかけるとともに、県による支援をお願いします。

4 2. 個人経営農家の経営継承について

要 旨

農業は、本県の基幹的産業として重要な位置を占めており、多様な品目でブランド化が進められ、本県農産物の知名度は年々上がっています。その一方で、高齢化等による農家数の減少は顕著であり、近年、高単価を維持しているにもかかわらず、栽培面積・出荷量ともに減少傾向となっています。

法人化や雇用の拡大など営農の継続に向けて取り組む農家については、担い手育成機構に設置の営農経営相談所が窓口となりサポートを行っていますが、多くの農家は個人経営であり、後継者がいない場合は産地の農家数が減るだけでなく、生産性のある農地やハウスなどの農業施設が遊休農地化してしまい、産地全体として大きな影響を受けることが考えられます。

今後の産地の維持・発展は、農家経営をいかに継承していくかにかかっていますが、個人経営の農家が第三者に経営継承することはハードルが高く、多くの準備が必要となるうえ、通常営農している状況では、なかなか考えにくいのが現状です。

つきましては、個人農家の第三者継承に向けた意識改革や体制整備（農地・農業施設等の継承）、農家数減少による産地への影響の軽減化への支援（法人化・雇用拡大・機械導入など）に取り組んでいただきますようお願いします。

加えて、継承者がいない農家については、継承者が決まるまでの間、農地・農園等を適正に管理する仕組みづくりをお願いします。

4 3. 「鳥取県和牛振興計画」の目標達成に向けた取組の強化について

要 旨

県では、鳥取県産和牛に係る畜産業や関連産業の発展を図ることを目的に「鳥取県和牛振興計画」を策定されました。その趣旨に賛同し、目標達成に向けて町村も連携して取り組むことが必要と考えています。

現在、和子牛の購入費用の負担軽減のため増頭の取組を行っていますが、増頭に伴う畜舎等の整備が課題となっています。繁殖農家は、小規模家族経営が中心であり、後継者がいない生産者は畜産クラスター事業のような大規模な生産基盤拡大には消極的で、結果、和子牛の買い控えが生じているのが現状です。

また、鳥取和牛は県内の流通量が少なく、県内外での認知度が他の特産品に比べて低いことから、観光資源として活用されていないことも課題です。「和牛といえば鳥取」と呼ばれる産地を目指すためには、生産者、卸売業者、飲食店等への支援が必要です。

つきましては、既存牛舎・堆肥舎等の改修・増築及び新規参入に対する支援等、畜産生産基盤の強化策を実施するとともに、観光資源として鳥取和牛を地域内で消費するための体制づくりに対する支援をお願いします。

4 4. 森林整備等の推進について

要 旨

森林の持つ多面的・公益的機能の維持発揮のため、間伐及び老齢な人工林を更新し若返りを図るなどして、50～60年生程度に偏っている人工林の林齢構成の平準化を行い、適切な森林整備を進めることが急務となっております。

一方、急峻な地形や岩盤が剥き出し状の森林では、林道の未開設等基盤整備の立ち後れが顕著なため、豊富な森林資源が活かされていない状況にあります。

こうした中、森林環境税が令和6年度から創設され、これに先立ち、令和元年度から森林環境譲与税が地方自治体に配分され森林整備とその促進に充てられています。

また、「森林経営管理法」が施行され、新たな森林管理システムがスタートし、町村が森林所有者から森林の経営管理を受け、従来、経営管理されずにいた森林の整備の推進が期待されますが、町村には、森林所有者の意向調査の実施、再委託できない森林の管理、森林・林業に係る技術者不足など、多くの負担が生じています。

これまで、地方財政措置等を活用しながら、町村独自の施策による林業振興を推進しているところですが、その財源確保に苦慮しているのが実情であり、年々その厳しさが増しています。

つきましては、事業の創設・継続と予算の確保をお願いします。

- (1) 近年頻発する豪雨等による林内路網災害について、迅速な復旧に着手し森林整備を推進するため、その支援制度を当初予算において検討すること。
- (2) 雇用の拡大・県産材の安定供給に絶大な効果のある「間伐材搬出促進事業」の補助単価の支援拡充と事業量確保を図ること。
- (3) 竹林の拡大防止と森林環境の改善等を図る竹林整備事業の配分及び補助率を維持すること。
- (4) 林業従事者の確保・育成に効果のある「森林整備担い手育成総合対策事業」の事業量確保を図ること。
- (5) 低コスト林業のため、林業機械等の購入及びリース・レンタル支援に必要な県単独事業の十分な予算確保すること。

4 5. 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について

要 旨

県で水揚げされる松葉がに（ズワイガニ）、ベニズワイガニ、ハタハタ等は「食のみやこ鳥取県ブランド」として、漁業だけでなく、観光業など県内の産業に大きく貢献しています。

これらの魚種の主要漁場である日本海には、平成11年に締結した新日韓漁業協定により竹島周辺に両国が操業できる暫定水域が設定されています。

しかしながら、現状では暫定水域内は韓国漁船の独占状態となっており、日本の排他的経済水域内での韓国漁船の無許可操業、漁具の放置など悪質な事例が後を絶たず、投棄漁具の回収作業など多くの負担を強いられています。

日韓暫定水域及び日本の排他的経済水域における漁業秩序を確立するためには、早急に日韓両国政府間で積極的に協議し、漁業秩序及び資源管理方策を確立し、政府が韓国政府に対し自国船の無秩序操業に対する監視・取締りの強化と指導が必要です。

つきましては、日韓暫定水域及び日本の排他的経済水域における漁業秩序の早期確立及び漁業者の経営安定や負担軽減を図る支援事業の実施について、国への働きかけをお願いします。

46. 中国横断自動車道岡山米子線（蒜山 I C～境港） の整備促進について

要 旨

令和元年9月に国土交通省の国土幹線道路部会において、蒜山 I C～米子 I C間が4車線化優先整備区間に選定されたことで、ようやく米子自動車道の全線4車線化に道筋がつけました。

しかしながら、近年、全国的に道路を巻き込む土砂災害などが頻発しており、2車線では小規模な土砂崩れで通行不能となり、また復旧までに相当の時間が必要となります。

特に、岡山県真庭市と江府町を結ぶ県境の三平山トンネルを含む暫定2車線5.6kmは、車線減少による速度低下と渋滞及び事故発生の確率が高く危険な区間となっており、米子 I C～大山高原スマート I C区間につきましても、山陰自動車道と接続し渋滞発生頻度の高い区間となっております。

つきましては、交通の円滑化と対面通行による交通事故の危険性回避を図っていくため、早期に米子道全線4車線化をお願いします。

加えて、事業が凍結されている中国横断自動車道岡山米子線（米子 I C～米子北 I C間）の凍結を解除し、米子市～境港市について事業化に向け、計画段階評価の早期着手をお願いします。

4 7. 山陰近畿自動車道の整備促進について

要 旨

「山陰近畿自動車道」では、平成28年3月に「岩美道路」の一部（岩美IC～浦富IC）が供用開始され、沿線地域では、防災・医療・観光など様々な分野で効果が実感されています。

つきましては、「岩美道路」の残区間（浦富IC～東浜IC）につきましても鋭意、整備事業を実施していただいているところではありますが、引き続き、早期供用に向けて整備の推進をお願いします。

加えて、現在、国・県により都市計画手続きが進められている「鳥取西IC～覚寺IC」間（通称・南北線）につきましても、早期の事業化と県東部の高速ネットワークとして鳥取自動車道と一部暫定利用の志戸坂峠道路（志戸坂トンネル）の国直轄事業として志戸坂峠防災事業を推進し、別線バイパスルートの早期整備を行っていただくよう国に対して強く働きかけをお願いします。

48. 山陰道「北条道路」の建設促進について

要 旨

山陰道は、西では「大栄東伯IC～出雲IC」がつながり、東は鳥取西道路「鳥取西IC～青谷IC」が令和元年5月12日に開通し、観光や産業振興をはじめとして広域的な高速道路ネットワークの形成による地域の活性化が期待されています。

一方で山陰道の中央に位置し、中部地区の南北軸を形成する「北条湯原道路」とも接続する「北条道路」（13.5km）は、ミッシングリンクとして残されたままとなっています。国からこの区間の供用開始時期が令和8年度と公表され、北栄地区事故対策事業による工事も着手されたことから、県民悲願の山陰道の県内区間全線供用に目処が立ちましたが、高速道路ネットワークとして広域的な地域連携機能を高めるためにも、予定どおりに確実に供用開始されるよう切望するところです。

また、現在の「北条道路」は一般道として供用しており、高速道路と接続する直線道路である一方、多くの平面交差が多数存在するため、重大事故が発生する危険性が非常に高くなっています。

このような交通基盤の脆弱性は、防災・安全対策の面で緊急救援や患者の広域搬送に支障をきたすことが懸念されるばかりか、県全体としての魅力や活力が十分に生かし切れず、地域の成長及び発展にとって大きな支障となっています。

つきましては、現在事業中区間の早期供用及び「北条道路」の事業促進に向け、国等へ強く働きかけていただきますようお願いいたします。

加えて、インターチェンジ整備については、高規格幹線道路のインターチェンジに連結する幹線道路と併せて、県が事業主体となりアクセス道路の早期整備をお願いいたします。

49. 山陰道の建設促進について

要 旨

山陰道のうち県内未整備区間である「北条道路」(13.5km)についても事業化が決定し、令和8年度の開通見込が国から公表され、ミッシングリンクの解消に向けた道筋がつかまりました。

その一方で、既に開通している区間については、一部を除き暫定2車線で運用されているため、通勤時間帯や休日には渋滞が発生し、交通事故が発生した場合には通行止めになることもあります。

今後、山陰道未供用区間が供用されると交通量の増加とともに、このような事象が一層増加すると懸念されます。

つきましては、交通の円滑化と対面通行による交通事故の危険性回避のため、山陰道の全線4車線化の早期整備をお願いします。特に、「米子道路」日野川東IC～米子南IC間については、既に付加車線設置工事が行われており、引き続き、整備促進をお願いするとともに、淀江IC～米子西IC間の残る区間についても、渋滞発生頻度の高い区間となっておりますので、付加車線の設置をお願いします。

50. 国道313号地域高規格道路「北条湯原道路」の整備促進について

要 旨

「北条湯原道路」は、山陰道と米子道を結び、本県中部生活圏と岡山県真庭地方生活圏を相互に連絡し、地域の活性化に大きく寄与する基幹道路として順次、整備が進められています。本年度、倉吉道路の未整備区間と倉吉関金道路（L＝7.0km）のうち、小鴨ハーフIC－福山ICの整備が本格し、令和9年度までの完成を目指し整備が進められています。

しかしながら、現段階では一部の供用に留まっており、走行性の高い安全な道が確保されておらず、道路ネットワークとして機能していないため、防災・安全対策の面で緊急輸送路、患者の広域搬送に寄与するものとしての役割が十分果たされていない状況にあります。

つきましては、「北条湯原道路」は、高速道路を補完し山陰道と接続して高速幹線道路ネットワークを構築する最重要路線であるため、早期の全線供用をお願いします。

- (1) 倉吉道路の未整備区間（0.8km）及び倉吉関金道路（7.0km）の整備を促進し、調査区間（約2km）の早期事業化を図ること。
- (2) 結節点となる北条JCTと山陰道との一体的な整備促進すること。
- (3) 岡山県側の「初和下長田道路」を岡山県との連携強化により整備促進をすること。
- (4) アクセス道路は、高規格幹線道路を構成する重要な施設と位置づけられるものであり、除雪作業等による交通確保対策の上からも、県で整備及び管理を行うこと。

5 1. 地域高規格道路「江府三次道路」の整備促進について

要 旨

「江府三次道路」は、本県日野郡と広島県備北地域の交流・連携を図るための主要路線であり、また大規模災害時には防災拠点である三次・米子エリアを連絡する第1次緊急輸送道路にも指定され、両地域において重要な路線となっております。

しかし、冬期には積雪が1.5m近くに達する豪雪地帯である鳥取・広島両県の県境部は、その急峻な地形から線形不良区間が連続し、大型車の衝突事故、道路法面の崩落による交通遮断の発生、異常気象時の通行規制区間の存在により交通の難所となっており、それらの解消に向けた早急な対応が求められています。

「江府三次道路」は地域経済の活性化推進の他、安心・安全の確保及び防災機能強化の必要性から、平成6年12月に地域高規格道路の「計画路線」に指定されました。全延長約86kmの内、平成17年には、「生山道路（日野町～日南町）」3kmが、平成20年3月には、「高道路（庄原市）」3kmが開通しました。また、引き続き「江府道路」4km、「鍵掛峠道路」12kmについても整備を推進していただいております。

つきましては、当圏域の住民が安全・安心に暮らすことが出来る社会を構築し、地域経済の振興、地方創生の実現を図るには「江府三次道路」の全線開通が必要であることから、整備促進を図っていただきますようお願いします。

- (1) 久連トンネル（2,609m）について、県の地域高規格道路「江府三次道路」の計画で示されているとおり、令和6年度完了に向け事業を推進すること。
- (2) 令和7年度に開通が予定されている鍵掛峠道路（L＝12km）について、着実かつ早期に整備を行うとともに、国道183号現道との取付部の道路改良をすること。
- (3) 全延長約86kmの内、約32kmの調査区間を整備区間（県内8km）に、未指定区間の約32kmを調査区間（県内18km）へ早期に指定すること。

5 2. 道路等老朽対策について

要 旨

高度経済成長期にインフラ整備を集中的に実施し50年経過した今、施設の老朽化が重要な課題となっています。また、昨今の異常気象による災害に対し、災害に強い道路の整備はもとより、高規格道路の未整備区間の解消、老朽化対策や更には地域の生活基礎となる道路整備の促進など、取り組むべき課題は山積みの状況です。

つきましては、地域の活性化を図りながら安全・安心を確保し道路整備を進め、地方が継続して老朽化対策を実施できるよう、社会資本整備総合交付金等の補助制度の財源確保について国への働きかけをお願いします。

5 3. 国土強靱化、防災・減災強化に向けた制度の見直しについて

要 旨

近年、全国各地で豪雨災害が頻発し、甚大な被害が生じていますが、以前発生した災害箇所のすぐ隣で発生することもあり、当初の災害発生時に復旧範囲を拡大することで防ぐことができるものもあります。

災害復旧事業は、国からの高率の財政支援もあり、迅速で確実な復旧を行うことにより住民生活への影響を最小限とすることができるものです。しかしながら、災害復旧工事は原形復旧が原則となっており、近傍の類似箇所における予防的な改修については、災害関連事業として補助制度は設けられているものの、災害復旧事業より補助率は低率であり、災害復旧事業と併せて行う残存施設の補強についても同様の措置となっています。

つきましては、頻発する災害に対応し、国土強靱化、防災・減災の取り組みをより強固なものとするため、災害復旧事業と併せて行う残存施設の補強や予防的な措置に対する制度の見直しと財政支援について、国に対して働きかけをお願いします。

5 4. 危険木の事前伐採について

要 旨

近年、自然災害は頻発、激甚化しており、台風や大雪による道路や送配電設備等への倒木で交通網の遮断や停電が発生する事案が相次いでいます。

国道、県道、町道等の道路沿線には、枝を道路に張り出し道路側に傾いた立木や、適切な管理がされずもやし状の樹形となった生育不良木など、風や雪の影響で倒木する恐れのある樹木が散見されます。昨年12月の大雪では、倒木により電柱が倒壊し、一部の集落が孤立する災害が発生しました。

このような中、公道や送配電設備などの重要インフラを保全し、人命、経済、暮らしを守るため、重要インフラ沿線の危険な樹木については事前に伐採していくことが強く望まれます。

本来であれば、危険木の伐採は所有者が実施すべきですが、重要インフラ沿いでの立木伐採は、施設への倒木や損傷防止に特段の配慮が必要となるため、作業の難易度は高く事業費も増高することから、所有者への対応に委ねて解決していくことは困難であると考えます。

つきましては、重要インフラ周辺の危険木の事前伐採や倒木処理に関する施設管理者（道路管理者、送配電事業者）と市町村等による検討会の開催と実施体制を構築するとともに、危険木の事前伐採や倒木処理に対する財政支援をお願いします。

5 5. 内水処理対策の強化について

要 旨

近年、全国各地で記録的豪雨が局地的に頻発し、極めて短時間のうちに住宅地の浸水や土砂災害、農地の冠水など様々な内水被害が発生しております。令和3年7月豪雨では、本県でもその傾向が顕著に表れました。

河川の下流部に位置する町村では、内水処理のための普通河川や水路延長も長いことから、上流部における内水処理対策の影響をまともに受けることとなります。局部的に排水対策が必要なことは十分承知していますが、地球温暖化に伴って今後ますます豪雨が頻発することが見込まれることから、中長期的な河川改修等の整備と併せて、短期的な対策も必要です。

つきましては、被害軽減に向けて、県、関係市町村とともに検証作業を行い必要な対策を講じることができるよう、協議の場の設置をお願いします。

56. 海岸の浸食対策について

要 旨

海岸の侵食対策については、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に基づき、堆積砂の侵食箇所への養浜、沿岸における土砂の流れを回復するサンドバイパス、サンドリサイクル、海岸状態の監視、地元関係者や専門家の意見を聞きながら漂砂の解明を行うなど海岸保全に取り組んでいただいております。

しかしながら、爆弾低気圧の通過時や冬期の波浪による海岸侵食、浜崖発達、砂浜や保安林の消失、河川及び用水路の流末閉塞、さらには地球温暖化の影響による海面上昇等により海岸線が家屋に迫りつつある事例があり、年々これらの問題は深刻になっていきます。

つきましては、引き続き、人工リーフの機能向上やサンドリサイクル等に取り組んでいただきますとともに、検討委員会等による土砂の移動メカニズムの調査・研究を進め、豊かで潤いのある海岸環境が恒久的に保全されるような対策を早期に実現していただきますようお願いいたします。

加えて、国とも連携して河口閉塞の堆砂を養浜が必要な場所へ有効活用するなど、効果的な対策をお願いいたします。

5 7. 治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進について

要 旨

土砂災害防止法が改定され、県内市町村においても数多くの危険箇所が指定されており、早急に対策を講ずる必要があります。また、平成30年7月の西日本豪雨をはじめとするかつて経験したことのない集中豪雨などの自然災害の脅威にさらされています。今後、住民の生命財産を守るために、防災、減災に対する取り組みをハード、ソフト両面からこれまで以上に強化する必要があります。

つきましては、治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業による整備の推進により、危険個所の解消と砂防堰堤の堆積土砂撤去などの措置を講じていただきますようお願いいたします。

58. 治山・砂防事業の拡充について

要 旨

近年、全国的に大規模自然災害により、多くの尊い人命を失い、甚大な経済的・社会損失が生じています。本県においても、地震災害・台風等の豪雨による水害、土砂災害などの自然災害により甚大な被害を受けてきました。住民の生命財産を守るため防災に対する取り組みをこれまで以上に取り組む必要があります。

このような状況を解消するため、砂防事業等により堰堤等の整備が推進され中山間地域の危険箇所は解消されつつあります。しかしながら、砂防堰堤等の流路工の流末処理が既存の土水路に接続されている地区があり、ゲリラ豪雨等出水時に人家への浸水被害が懸念され、下流域の排水路整備の要望が高まっています。

また、既存の水路においても土水路等の未整備水路が多く、豪雨時に崩壊し人家への影響を与える恐れがあります。地元自治会や関係者より、流末排水整備の要望があります。

つきましては、事業の対象外となった排水路及び未整備水路について、国による交付金事業の創設を求めるとともに、県によるかさ上げをお願いします。

59. 港湾・漁港対策について

要 旨

県内の港湾については、船舶の出入りに必要な水深を確保するため、浚渫を毎年実施していただいておりますが、恒常的に土砂は堆積し根本的な改善には至っていません。

また、漁港においても、航路・泊地に砂が堆積し、漁業活動等への影響が深刻化しております。

つきましては、引き続き、それぞれ個別の港湾・漁港について、地理的状況や自然条件、施設環境を踏まえた土砂堆積の原因究明と方針検討、抜本的な対策を早期に取り組んでいただきますようお願いいたします。